

なにわNST倶楽部（NNC）会則

会 則

第一章 【総則】

第一条：名称

本会は、「なにわNST倶楽部（NNC）」と称する。

第二章 【目的及び事業】

第二条：目的

本会は、NSTの立ち上げ及びその活動の質の向上、地域内医療施設間での連携強化を図ることを目的とする。

第三条：事業

本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- 1) 原則として年4回の会を開催する。
- 2) 本会の内容は原則として以下のとおりとする。
※ 世話人会によりその都度、運営内容を決定していく。

第三章 【会員】

第四条：会員

本会の会員は、原則として上記目的に賛同する都島区・城東区・旭区・鶴見区および周辺地域の医療従事者とする。

なお、世話人会において承認された者はこの限りではない。

第四章 【役員】

第五条：役員

本研究会には、次の役員を置く。

- | | | |
|----------|-----|-----------|
| 1) 代表世話人 | 若干名 | |
| 2) 世話人 | 若干名 | |
| 3) 監査 | 1名 | |
| 4) 会計 | 1名 | (別紙 役員名簿) |

※尚、役員人事については、世話人会での互選により選任および変更されるものとし、原則として当該地区を離れた場合は離任されるものとする。

なお、世話人会にて承認された場合についてはこの限りではない。

第五章 【会計および会費】

第六条：会計

- 1) 本会は、会費と共催者の協賛およびその他の収入をもって運営する。監査は世話人より 1 名を選任する。
- 2) 会計年度は 1 月 1 日より始まり、その年の 12 月 31 日をもって終了するものとする。
- 3) 会費の使途については、世話人会で協議し、その目的のために運用する。
- 4) 本会の会計報告書は開催毎に事務局が作成し、監査の了承後、次回の世話人会にて役員に報告するものとする。

第七条：会費

本会会費は会当日の参加者より参加費として、500 円を徴収し会場整備費等の会運営のために使用する。

第六章 【事務局】

第八条：事務局

本会の事務局は下記に置き、会の円滑な運営のための実務を行う。

住所： 大阪市城東区鳴野西 5-13-47

医療法人医誠会 城東中央病院 TQM 推進室

TEL：06-6962-0015 FAX：06-6962-5309

第九条：備え付け書類

事務局は、次の書類を備え置く。

- 1) 会則
- 2) 世話人会の議事録
- 3) 収支・支出に関する帳簿及び証憑書類
- 4) 会員名簿

第七章 【運営】

第十条：運営

- 1) 本会は、会の目的に賛同する企業等との共催のもと、世話人会において運営にあたるものとする。
- 2) 世話人会は、代表世話人が召集し会当日の開催とする。なお、必要に応じて開催できるものとする。

第八章【補足】

第一項：会則変更

本会会則の変更は、世話人会で決議する。

第二項：会の見直し

本会の運営期間は原則として2年間とし、その満了を迎える年度の世話人会において、会の継続とその方向性（テーマ、内容）および運営方法等について見直しをする。

第九章【付則】

本会会則は、平成17年11月25日より施行する。

平成17年11月25日 制定